



新日本電工

第124回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年3月28日（木曜日） 午前10時

(受付開始：午前9時30分)

会場

東京都中央区八重洲一丁目3番7号

八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階 ROOM A+B+C

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

第1号議案	剰余金配当の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

目次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	38
連結計算書類	59
計算書類	63
監査報告	68

新日本電工株式会社

証券コード：5563

株主の皆様へ

第124回定時株主総会招集ご通知

株主の皆様におかれましては、平素より当社グループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、令和6年能登半島地震により被害を受けられました皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当連結会計年度は、エネルギー及び原材料価格の高騰の継続など、国内製造業における厳しい環境が継続しました。

このような状況のなか、合金鉄事業における国際製品市況の下落等により、売上高は前期を下回りました。利益面においては、マンガン鉱石市況下落に伴う在庫影響が大きく前期を大幅に下回りました。一方で、電力価格上昇分の価格転嫁やコスト削減に努めた結果、在庫影響を除いた経常利益は、前期並となりました。

また、国内合金鉄事業の構造改革を着実に進めた結果、今後の業績の安定性が確保されることが見込まれるため、2021年に続き当連結会計年度においても繰延税金資産を追加で計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は想定を上回る結果となりました。

なお、第124期の期末配当金につきましては、1株当たり6円とすることを本定時株主総会でご提案申し上げます。

これにより、中間配当金（3円）と合わせた年間配当金は1株当たり9円となります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024年3月4日

東京都中央区八重洲一丁目4番16号

新日本電工株式会社

代表取締役社長 **青木 泰**



日時	2024年3月28日（木曜日）午前10時（受付開始:午前9時30分）
場所	東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル ベルサール八重洲 2階 ROOM A+B+C

目的事項	報告事項 <ol style="list-style-type: none">第124期（2023年1月1日から2023年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件第124期（2023年1月1日から2023年12月31日まで） 計算書類報告の件
------	---

決議事項

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

電子提供措置に関する事項

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、株主総会資料につき、電子提供措置をとっております。インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのサイトにアクセスの上、ご確認ください。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.nippondenko.co.jp/>

上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」「2024年」を順に選択いただき、ご確認ください。

株主総会資料 掲載ウェブサイト ▶ <https://d.sokai.jp/5563/teiji/>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上のウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたしません。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

- ・機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。
- ・書面またはインターネットにより議決権をご行使されるにあたっては、後記株主総会参考書類をご検討ください。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金配当の件

当社の配当政策は、各期の連結業績に応じた利益の配分を基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保を図りつつ、業績の動向などを総合的に考慮し決定する方針としております。

これに基づき、当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する 事項及びその総額

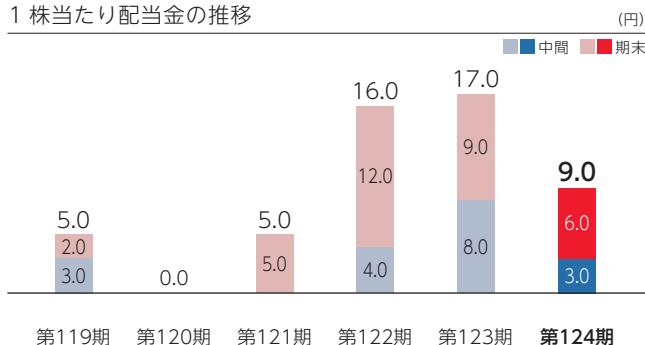
当社普通株式1株につき金6円

総額 823,291,650円

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年3月29日

1 株当たり配当金の推移



1. 変更の理由

- (1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでおります。その一環として経営の意思決定の迅速化を図り、取締役会における業務執行への監督機能を強化すること等を目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしました。以下の変更を行うものであります。
- ① 「監査等委員会」を置くこと、及びその他「監査等委員会」に関する規定ならびに監査等委員である取締役の員数、選任方法、任期、報酬等の決定方法等に関する規定を新設するとともに、「監査役」「監査役会」に関する規定を削除し、これに伴って必要となる附則を新設するものです。
- ② 取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです。
- (2) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業拡大に対応するため、現行定款第2条に定める事業目的を追加、削除及び変更するものであります。
- (3) 上記に伴い、関連する規定の修正・削除、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
<u>1. フェロアロイ及び金属珪素の製造及び販売並びに輸出入</u>	<u>(1) フェロアロイ及び金属珪素の製造及び販売並びに輸出入</u>
<新設>	<u>(2) 鉱業の経営</u>

現 行 定 款	変 更 案
2. <u>各種金属材料の製造及び販売並びに輸出入</u>	(3) <u>各種金属材料の製造及び販売並びに輸出入</u>
3. <u>クロム塩類、マンガン系無機化学品、炭素製品、その他化学工業製品の製造及び販売並びに輸出入</u>	(4) <u>酸化ジルコニウム、酸化ほう素、マンガン系無機化学品、その他化学工業製品の製造及び販売並びに輸出入</u>
4. <u>肥料の製造及び販売</u>	<削除>
5. <u>セラミックスの製造及び販売</u>	(5) <u>電子部品材料及び磁性材料の製造及び販売</u>
6. <u>合成樹脂の成形、加工及び販売</u>	<削除>
7. <u>電子機器用部品及び電子部品材料並びに磁性材料の製造及び販売</u>	<削除>
8. <u>二次電池材料の製造及び販売</u>	(6) <u>電池材料の製造及び販売</u>
9. <u>測定器及び分析機器の製造並びに販売並びに環境計量証明事業</u>	<削除>
10. <u>鉱物、土石粉碎等処理業</u> <新設> <新設> <新設>	<削除> (7) <u>廃棄物処理業</u> (8) <u>廃棄物からの有価金属の回収及び販売</u> (9) <u>土木建築資材の製造及び販売</u>
11. <u>イオン交換樹脂の再生事業</u>	(10) <u>イオン交換樹脂の再生事業</u>
12. <u>排水処理装置及び用水処理装置の製造及び販売</u>	(11) <u>排水処理装置及び純水製造装置の製造及び販売</u>
13. <u>機械器具設置工事業</u>	<削除>
14. <u>土木建築、その他各種プラント建設工事の設計、施工、管理及び請負並びに土木建築資材の製造及び販売</u>	<削除>
15. <u>建設コンサルタント業</u>	<削除>
16. <u>ソフトウェア業並びに情報処理及び提供サービス業</u>	<削除>
17. <u>発電及び電気供給事業</u>	(12) <u>発電及び電気供給事業</u>
18. <u>廃棄物処理業</u>	<削除>
19. <u>鉱業の経営</u>	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>20.</u> 運送業及び倉庫業</p> <p><u>21.</u> 水産物の養殖及び加工並びに販売</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>22.</u> 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理</p> <p><u>23.</u> 子会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理</p> <p><u>24.</u> 前各号の事業に付帯又は関連する事業</p>	<p><u>(13)</u> 測定器及び分析機器の製造及び販売</p> <p><u>(14)</u> 運送業及び倉庫業</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(15)</u> 合成樹脂の成形、加工及び販売</p> <p><u>(16)</u> 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理</p> <p><u>(17)</u> 子会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理</p> <p><u>(18)</u> 前各号の事業に付帯又は関連する事業</p>
<p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(3)</u> 会計監査人</p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第6条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第12条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第13条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定められているものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定められているものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第18条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社に<u>12名以内</u>の取締役を置く。 <新設></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第20条 当社に<u>15名以内</u>の取締役を置く。 <u>2. 当社に取締役のうち5名以内の監査等委員である取締役を置く。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p><新設></p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会の決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選任することができる。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第24条 取締役社長は会社を代表する。 取締役会の決議をもって取締役中から取締役社長以外に会社を代表する代表取締役を定めることができる。 代表取締役は各自会社を代表する。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第24条 取締役社長は会社を代表する。 <u>2. 取締役会の決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長以外に会社を代表する代表取締役を定めることができる。 <u>3. 代表取締役は各自会社を代表する。</u></p>
<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対し発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p><新設></p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(相談役及び顧問)</p> <p>第31条 (条文省略)</p>	<p>(相談役及び顧問)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第32条 当会社に5名以内の監査役を置く。</p>	<p><削除></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任方法)</u></p> <p><u>第33条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の2日前までに各監査役に対し発する。</u> <u>但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p><新設></p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p><新設></p>	<p>(常勤の監査等委員) <u>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会の決議方法) <u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除等に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第124回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第124回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条第2項の定めるところによる。</u></p> <p><u>3. 本条は、第134回定時株主総会終結の時をもって削除する。</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	属性
1	あおき やすし 青木 泰	代表取締役 社長	—	再任
2	やまでら よしみ 山寺 芳美	取締役 専務執行役員	生産技術、設備企画、安全環境、研究開発、情報システムに関する事項管掌	再任
3	こばやし じろう 小林 二郎	—	—	新任
4	つもだ まさかず 積田 正和	常務執行役員	人事、総務、内部統制に関する事項管掌 人材開発センター長委嘱	新任
5	みやけ やすひで 三宅 康秀	執行役員	経理、海外事業管理に関する事項管掌 経営企画部長委嘱	新任
6	おおみ かずとし 大見 和敏	社外取締役	—	再任 社外取締役 独立役員

候補者番号

1



あおき やすし
青木 泰

再任

生年月日 …………… 1960年3月8日
所有する当社株式数 …… 50,500株
取締役在任年数 ………… 4年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社
2007年 4月 同社バンコク事務所長
2009年 6月 ニッポン・スチール タイ出向
2011年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 原料第一部長
2015年 4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株))
執行役員 原料第二部長委嘱
2018年 4月 同社常務執行役員 原料に関する事項管掌
2020年 3月 当社取締役副社長
2021年 1月 当社代表取締役社長

(現在に至る)

取締役候補者とした理由

青木泰氏は、日本製鐵株式会社において常務執行役員として会社経営に携わるなど、経営全般に対する高い見識、他社における豊富な経験を有しており、2020年3月より当社取締役副社長、2021年1月より当社代表取締役社長に就任し当社経営を牽引するなど、当社グループの持続的な成長や中長期的な企業価値の向上の実現に向けて尽力しております。今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2



やま であら よし み
山寺 芳美

再任

生年月日 …………… 1959年6月30日

所有する当社株式数 …………… 20,400株

取締役在任年数 …………… 2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 住友金属工業(株) (現 日本製鉄(株)) 入社
2008年 7月 同社鋼管カンパニー特殊管カスタマー技術部長
2014年 4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鉄(株)) 参与 鋼管事業部
尼崎製造所長委嘱
2015年 5月 同社執行役員 鋼管事業部尼崎製造所長委嘱
2018年 4月 同社常務執行役員 和歌山製鐵所長委嘱
2019年 4月 日本製鉄(株)顧問 バローレック ソルソインス ト
ゥーブラレス ド ブラジル社出向
2021年 4月 当社専務執行役員 電力事業に関する事項管掌
2022年 3月 当社取締役専務執行役員 生産技術、安全環境、研
究開発、情報システムおよび電力セグメントに関す
る事項管掌
2024年 1月 当社取締役専務執行役員 生産技術、設備企画、安
全環境、研究開発、情報システムに関する事項管掌
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

山寺芳美氏は、日本製鉄株式会社において製造所長及び製鐵所長を務めたほか、現在、生産技術、設備企画、安全環境、研究開発等を管掌するなど製造部門における豊富な経験や実績、経営全般に対する高い見識を有しております。また他社における豊富な経験を有していることから、今後もその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3



こばやし じろう
小林 二郎

新任

生年月日 …………… 1965年6月3日

所有する当社株式数 …………… なし

取締役在任年数 …………… -

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社
2013年 4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 欧州事務所長
2017年 5月 同社経営企画部 部長
2019年 4月 日本製鐵(株)参与 原料第二部長委嘱
2023年 4月 同社執行役員 原料・機材管掌 原料第二部長委嘱
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

小林二郎氏は、日本製鐵株式会社において執行役員として原料・機材を統括した他、欧州事務所長や経営企画部部長を務めるなど、経営全般における高い見識と豊富な経験を有していることから、当社において役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4



つも だ ま さ か ず
積田 正和

新任

生年月日 …………… 1962年12月6日

所有する当社株式数 …………… 43,341株

取締役在任年数 …………… -

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社
2010年 3月 秘書・人事部長
2015年 3月 参与 人事部長委嘱
2018年 1月 執行役員 環境システム事業部長委嘱
2020年 1月 執行役員 人材開発センター長委嘱
2024年 1月 常務執行役員 人事、総務、内部統制に関する事項
管掌
人材開発センター長委嘱

(現在に至る)

取締役候補者とした理由

積田正和氏は、当社において管理部門を中心とした豊富な経験や実績、経営全般における高い見識を有していることから、その役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5



み や け や す ひ で
三宅 康秀

新任

生年月日 …………… 1968年 8月 7日

所有する当社株式数 …………… なし

取締役在任年数 …………… ー

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 日新製鋼(株) (現 日本製鉄(株)) 入社

2016年 4月 同社財務部長

2020年 4月 日本製鉄(株)財務部 部長

2022年 4月 日本製鉄(株)財務部 部長

兼 総務部部長代理、人事労政部部長代理

2023年 4月 当社執行役員

2024年 1月 当社執行役員 経理、海外事業管理に関する事項

管掌 経営企画部長委嘱

(現在に至る)

取締役候補者とした理由

三宅康秀氏は、他社において長きにわたり財務部門や総務部門、人事労政部門などに携わることで豊富な知見を有しており、当該知見を活かしてその役割・責務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6



おおみ かずとし
大見 和敏

再任

社外取締役

独立役員

生年月日 …………… 1953年2月18日

所有する当社株式数 …………… 5,000株

取締役在任年数 …………… 3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月 三菱商事(株)入社
2004年12月 明豊ファシリティアワークス(株)専務執行役員
2006年 6月 同社代表取締役社長
2011年 8月 ヤマギワ(株)代表取締役社長
2014年 3月 JSRライフサイエンス(株)代表取締役社長
2015年 4月 JSRトレーディング(株)代表取締役社長
2019年 6月 同社顧問
2020年 1月 (株)マイテイスト代表取締役社長 (現任)
2020年 5月 エイテックス(株)非常勤監査役
2021年 3月 当社社外取締役
2022年 6月 エイテックス(株)社外取締役 (現任)

(現在に至る)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大見和敏氏は、複数の企業経営に携わることにより培われた豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者は当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小林二郎氏、積田正和氏及び三宅康秀氏は、新任の取締役候補者であります。
 3. 大見和敏氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 大見和敏氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
 5. 当社は、大見和敏氏との間で、社外取締役として、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しており、本株主総会で再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 6. 当社は、青木泰氏、山寺芳美氏、大見和敏氏との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。また、小林二郎氏、積田正和氏、三宅康秀氏の選任が承認された場合は、各氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 8. 当社は、大見和敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 9. 小林二郎氏は、2024年3月27日付で日本製鉄㈱の執行役員を退任する予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	担当等	属性
1	いたみ かずなり 伊丹 一成	社外監査役 (常勤)	—	新任 社外取締役 独立役員
2	なかの ほくと 中野 北斗	社外取締役	—	新任 社外取締役 独立役員
3	たに まさひろ 谷 昌浩	社外取締役	—	新任 社外取締役 独立役員
4	きむら ひろあき 木村 浩明	社外監査役	—	新任 社外取締役
5	すえむら あおぎ 末村 あおぎ	社外監査役	—	新任 社外取締役 独立役員

候補者番号

1



い た み か ず な り
伊丹 一成

新任

社外取締役

独立役員

生年月日 …………… 1958年 3月10日

所有する当社株式数 …………… なし

取締役在任年数 …………… ー

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1981年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社
2005年 4月 同社棒線事業部釜石製鐵所 総務部長
2007年 4月 同社人事・労政部 部長
2012年 4月 (株)日鐵テクノリサーチ
(現 日鐵テクノロジー(株)) 常務取締役
2013年 4月 日鐵住金テクノロジー(株)
(現 日鐵テクノロジー(株)) 常務取締役
人事労政部長委嘱
2015年 6月 同社常務取締役 経営企画部長委嘱
2019年 6月 日鐵テクノロジー(株)取締役常務執行役員
企画総務、人事労政管掌
2021年 3月 当社社外監査役

(現在に至る)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

伊丹一成氏は、管理部門に関する知見やこれまでの豊富な経験及び見識に基づき、当社の社外監査役として適切な監査業務を遂行していただいております。また、監査役会の議長として常勤監査役の務めを果たしていることから今後も監査等委員である取締役として監督機能の強化に貢献していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2



なかの ほくと
中野 北斗

新任

社外取締役

独立役員

生年月日 ……………1959年12月22日

所有する当社株式数 ……………なし

取締役在任年数 ……………3年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 (株)日本興業銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行
- 2002年 4月 (株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行)
市場企画部欧州資金室参事役
- 2010年 4月 同行執行役員国際為替部長
- 2013年 7月 (株)みずほ銀行執行役員国際為替部長
- 2015年10月 (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員東アジア地域ユニット長
- 2016年 4月 みずほ証券(株)常務執行役員グローバルマーケティング部門副部門長
- 2018年 3月 (株)アシックス取締役
- 2020年 3月 同社常務執行役員
- 2021年 3月 当社社外取締役
- 2021年 6月 五洋建設(株)社外取締役 (現任)

(現在に至る)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中野北斗氏は、国際金融・財務について豊富な知見を有しており、2021年3月に当社社外取締役就任以降、当該知見を活かして財務関連業務等について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。引き続き当社の経営に対する監査・監督に貢献していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3



たに
谷

まさひろ
昌浩

新任

社外取締役

独立役員

生年月日 …………… 1960年 8月 2日

所有する当社株式数 …………… なし

取締役在任年数 …………… 2年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 味の素(株)入社
2006年 7月 インドネシア味の素社モジョケルト工場長
2008年 7月 同社副社長
2012年 7月 味の素(株)九州事業所長
2013年 6月 同社執行役員九州事業所長
2015年 6月 同社執行役員食品生産統括センター長
2017年 6月 同社執行役員グループ調達センター長
2020年 7月 同社執行役員DX推進部長
2021年 6月 同社アドバイザー
2022年 3月 当社社外取締役

(現在に至る)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

谷昌浩氏は、海外を含む製造現場における組織マネジメントやDX推進について豊富な知見を有しており、2022年3月に当社の社外取締役就任以降、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。引き続き当社の経営に対する監査・監督に貢献していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4



きむら ひろあき
木村 浩明

新任 社外取締役

生年月日 …………… 1969年 8月20日

所有する当社株式数 …………… なし

取締役在任年数 …………… -

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年 4月 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社
- 2016年 4月 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 原料第一部
原料需給室長
- 2019年 3月 同社原料第二部原料輸送室長
- 2020年 4月 日本製鐵(株)原料第一部 部長代理
(原料第二部兼務)
- 2021年 3月 当社社外監査役
- 2023年 7月 日本製鐵(株)原料事業企画部 部長代理 (現任)
(現在に至る)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

木村浩明氏は、これまでの他社における豊富な経験及び見識に基づき、現在当社の社外監査役として適切な監査業務を遂行していただいております。引き続き当社の経営に対する監査・監督に貢献していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5



す え む ら

末村 あおぎ

新任

社外取締役

独立役員

生年月日 ……………1959年12月10日

所有する当社株式数 …………… なし

取締役在任年数 …………… -

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年10月 朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）
入所
1996年 4月 公認会計士登録
1999年 8月 (株)ゴールドクレスト入社
2002年 1月 住友商事フィナンシャルマネジメント(株)入社
2004年11月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
2008年 6月 同監査法人社員（現 パートナー）
2022年 1月 末村あおぎ公認会計士事務所設立（現任）
2022年 6月 リケンテクノス(株)社外取締役 [監査等委員]
（現任）
2023年 3月 当社社外監査役
2024年 6月 野村不動産ホールディングス(株)社外取締役 [監査等委員]（予定）

（現在に至る）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

末村あおぎ氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験がありませんが、公認会計士として長年培われた企業会計や経営に対する豊富な知識及び見識に基づき、当社の社外監査役として適切な監査業務を遂行していただいております。また、女性の視点からも当社の経営に対する監査・監督に貢献していただけると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものがあります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 伊丹一成氏、中野北斗氏、谷昌浩氏、木村浩明氏及び末村あおぎ氏は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 3. 伊丹一成氏、中野北斗氏、谷昌浩氏、木村浩明氏及び末村あおぎ氏は社外取締役候補者であります。
 4. 木村浩明氏は、過去10年間及び現在、当社の主要取引先である日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
 5. 木村浩明氏は、当社の主要取引先である日本製鉄株式会社より使用人としての給与等を受ける予定があり、過去2年間においても受けております。
 6. 伊丹一成氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
 7. 中野北斗氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
 8. 谷昌浩氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
 9. 木村浩明氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。
 10. 末村あおぎ氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
 11. 当社は、中野北斗氏及び谷昌浩氏との間で、社外取締役として、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。本株主総会で選任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 12. 当社は、伊丹一成氏、末村あおぎ氏及び木村浩明氏との間で、社外監査役として、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。本株主総会で選任が承認された場合には、各氏との間で社外取締役として同様の契約を締結する予定であります。
 13. 当社は、現任の取締役との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。中野北斗氏及び谷昌浩氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 14. 当社は、現任の監査役との間で会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。伊丹一成氏、木村浩明氏及び末村あおぎ氏の選任が承認された場合は、各氏との間で取締役として同様の契約を締結する予定であります。
 15. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 16. 当社は、伊丹一成氏、中野北斗氏、谷昌浩氏及び末村あおぎ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合、各取締役の知識・経験・能力を踏まえたスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	経営企画 事業戦略	財務・会計 金融・経済	人事・労務 人材開発	ガバナンス・リスク管理 法務・コンプライアンス	生産・技術 研究開発	営業・購買 マーケティング	グローバル	環境 サステナビリティ
取締役 あおき やすし 青木 泰	●		●			●	●	●
やまでら よしみ 山寺 芳美					●		●	●
こばやし じろう 小林 二郎	●					●	●	
つちだ まさかず 積田 正和			●	●		●		
みやけ やすひで 三宅 康秀	●	●						●
おおみ かずとし 大見 和敏	●					●	●	
監査等委員である 取締役 いたみ かずなり 伊丹 一成	●		●	●				●
なかの ほくと 中野 北斗		●				●	●	
たに まさひろ 谷 昌浩			●		●		●	
きむら ひろあき 木村 浩明						●	●	
すえむら あおぎ 末村 あおぎ		●	●	●				

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、年額4億5,000万円以内とご承認いただき、更に2019年3月28日開催の第119回定時株主総会において、それとは別に取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度についてご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額を年額4億5,000万円以内とさせていただきたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨、及びその他の一部変更を行うことを予定しております。

本議案は当該方針に従い、経済情勢、当社の事業規模、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数及び他社水準等を勘案して決定するものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（内、社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会の終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、員数および経済情勢等を考慮のうえ、現在の監査役の報酬額と同様、年額7,000万円以内とすることをお願いするものであります。

本議案の内容は、経済情勢等を鑑みて設定されており、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものとします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬設定の件

当社の取締役の報酬額は、2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、年額4億5,000万円以内とご承認いただき、更に2019年3月28日開催の第119回定時株主総会において、それとは別に取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度についてご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の譲渡制限付株式の付与のための報酬に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」における報酬枠とは別枠で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は、2019年3月28日開催の第119回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると判断しております。

また、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力が生じるものとします。

本制度の概要

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出

資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年700,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より20年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員及び参与並びに当社の子会社である中央電気工業株式会社（以下「対象子会社」という。）の取締役のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員若しくは参与又は対象子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日か

ら当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日）における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻の継続等による国際社会の分断、欧米の金融引き締め継続による景気減速、中国経済の回復の遅れによるGDP成長率の鈍化など、依然として先行きが不透明な状況が継続しました。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染対策の緩和を受けた経済活動の正常化に伴い、緩やかな持ち直しの動きが見られました。一方で、エネルギー及び原材料価格の高騰の継続など、国内製造業における厳しい環境は継続しました。

このような状況のなか、合金鉄事業における国際製品市況の下落等により、当連結会計年度の売上高は76,406百万円となりました。利益面においては、マンガン鉱石市況下落に伴う在庫影響が大きく前期比で大幅な減益となり、営業利益は4,741百万円、経常利益は2,465百万円となりました。一方で、電力価格の高騰に加え、合金鉄事業における国際製品市況の下落に対し電力価格上昇分の価格転嫁やコスト削減に努めた結果、在庫影響を除いた経常利益は前期（56億円）並の55億円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、第8次中期経営計画において国内合金鉄事業の構造改革を着実に進めた結果、今後の業績の安定性が確保されることが見込まれるため、2021年に続き当連結会計年度においても繰延税金資産を追加で計上したことから4,375百万円となりました。

業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益
76,406 百万円	4,741 百万円	2,465 百万円
(前期比 3.7%減)	(前期比 46.2%減)	(前期比 76.2%減)
親会社株主に帰属する当期純利益	総資産	純資産
4,375 百万円	101,015 百万円	71,701 百万円
(前期比 45.0%減)	(前期比 3.7%減)	(前期比 3.6%増)

Ferroalloy
合金鉄事業

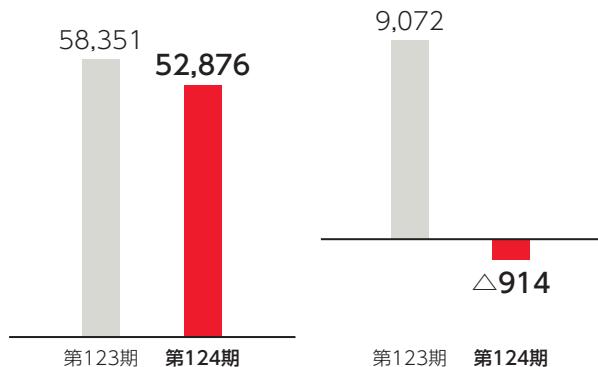


当連結会計年度における世界の粗鋼生産量は、18億8,825万トンで前年と比べ横ばい、国内粗鋼生産量は、8,700万トンで前年と比べ2.5%減少しました。

こうした状況のなか、主力製品である高炭素フェロマンガン及びその原料であるマンガン鉱石市況は、前年と比べ大幅な安値で推移し、電力コストは高値で推移しました。中でも、マンガン鉱石市況が大幅下落したことにより2022年に購入したマンガン鉱石の在庫影響が減益要因となったことから、合金鉄事業の業績は、売上高・経常損益ともに前期を下回りました。

一方、一過性要因である在庫影響を除いた経常利益については、国内合金鉄事業で製品市況の下落に伴うマージン悪化や電力価格高騰というマイナス要素に対し、第8次中期経営計画において構造改革として導入した価格フォーミュラ改定効果によるマージン悪化幅の抑制、及び電力価格上昇分の価格転嫁やコスト改善を進めた結果、前期(25億円)並の26億円となり、シリコマンガン及びフェロシリコン市況の下落等により減益となった海外持分法適用会社を加えた合金鉄事業全体では23億円(前期37億円)となりました。

売上高 (百万円) 経常利益 (百万円)

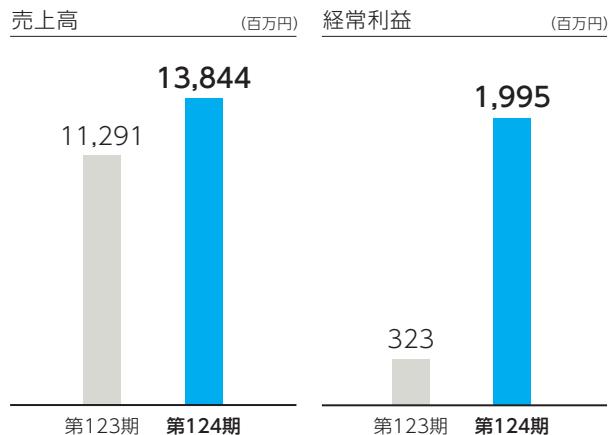


Functional Materials 機能材料事業



主力製品の一つである電子部品材料向け酸化ジルコニウムの販売は、車載用電子部品の需要の回復が遅れたことにより前期を下回ったものの、昨年生産能力を増強したリチウムイオン電池正極材や再稼働したフェロボロン等の販売は前期を上回りました。また、電力価格上昇分の販売価格への転嫁も着実に進みました。

以上の結果、機能材料事業の業績は、売上高・経常利益ともに前期を上回りました。



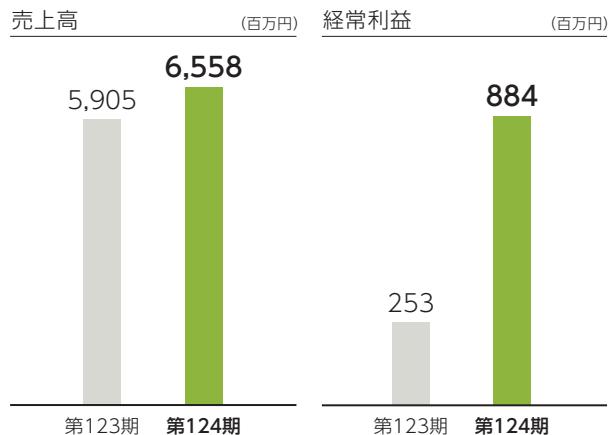
Environment 環境事業



中央電気工業（株）の焼却灰溶融固化処理事業は、焼却灰4号溶融炉（EM4）の稼働に伴い処理能力が増強されました。また、利益面ではEM4立ち上げ準備費用等の一過性の減益要因が発生した前期を大きく上回りました。

環境システム事業は、電力価格及び原材料コスト上昇分の価格転嫁を着実に進めた結果、ほぼ前期並みの業績となりました。

以上の結果、環境事業の業績は、売上高・経常利益ともに前期を上回りました。

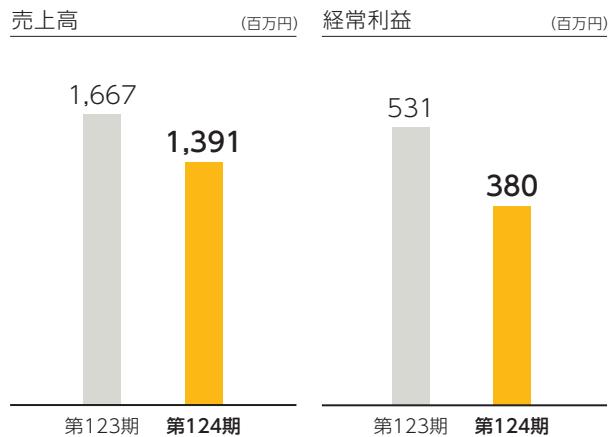


Electric power 電力事業



再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）を利用した売電事業として2ヶ所の水力発電所は、効率的な操業により順調に稼働を続けたものの、気象条件に恵まれFIT運転開始以来の最高益を達成した前期には及びませんでした。

以上の結果、電力事業の業績は、売上高・経常利益ともに前期を下回りました。



また、当連結会計年度における事業の売上高及び経常利益は次のとおりです。

(単位：百万円、%)

区 分	第123期（前連結会計年度） （2022.1.1～2022.12.31）				第124期（当連結会計年度） （2023.1.1～2023.12.31）				増 減 率	
	売 上 高		経 常 利 益		売 上 高		経 常 利 益		売 上 高	経 常 利 益
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比		
合 金 鉄 事 業	58,351	73.5	9,072	87.5	52,876	69.2	△914	△37.1	△9.4	—
機 能 材 料 事 業	11,291	14.2	323	3.1	13,844	18.1	1,995	80.9	22.6	517.4
環 境 事 業	5,905	7.4	253	2.4	6,558	8.6	884	35.9	11.1	249.4
電 力 事 業	1,667	2.1	531	5.1	1,391	1.8	380	15.4	△16.6	△28.4
そ の 他	2,124	2.7	186	1.8	1,735	2.3	119	4.8	△18.3	△36.0
合 計	79,341	100.0	10,367	100.0	76,406	100.0	2,465	100.0	△3.7	△76.2

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

設 備 名	事 業 部 門
リチウムイオン電池正極材生産設備の拡充(妙高工場)	機 能 材 料 事 業 部 門
フェロボロン生産設備の拡充(富山工場)	機 能 材 料 事 業 部 門
焼却灰4号熔融炉の建設(中央電気工業(株))	環 境 事 業 部 門
焼却灰熔融炉水処理設備の建設(中央電気工業(株))	環 境 事 業 部 門

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充

該当事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

設 備 名	事 業 部 門
合金鉄製造設備の解体・撤去(鹿島事業所)	合 金 鉄 事 業 部 門

(3) 資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「特徴ある製品・技術・サービスを開発・提供し、持続的な成長を通じて、豊かな未来の創造に貢献する」という経営理念に基づき、2030年の「あるべき姿」として、「連結売上高1,100億円以上、連結経常利益130億円以上、ROE10%以上」を数値目標に掲げております。これを実現するため、2027年までの第9次中期経営計画を策定し、今後4年間で実行すべき具体的な施策をまとめました。

本計画を遂行するにあたり、環境事業を焼却灰資源化事業とアクアソリューション事業に分割し、5つのコア事業に変更いたしました。

合金鉄事業では、生産性向上と棚卸資産の圧縮を追求し、より強固な収益・財務体質を確立します。同時に、カーボンフリー合金鉄製造のための研究開発を進め2030年までにCO₂排出量45%以上削減の達成を目指します。海外事業では安定生産を継続し、水力発電によるグリーン電源の優位性を活かし市場開拓を進めてまいります。

機能材料事業では、今後の電子部品の需要増加に対応して、酸化ジルコニウムの生産能力を40%増強します。また、地政学リスク回避に貢献するオンリーワン商品の拡販や次世代電池材料分野における研究開発の成果を具体化することで、収益の拡大を図ります。

焼却灰資源化事業では、電気料金などのコスト上昇分を着実に処理価格へ反映させ、自治体や地域社会との連携を更に強化し焼却灰の収集量を増加させることで、2030年までに焼却灰溶融炉を現状の4基から7基体制とすることを目指します。

アクアソリューション事業では、産廃処分場から発生する排水中のほう素の除去需要に対応するため能力増強を図ります。また、純水装置の拡販を通じて、水素社会の発展に貢献してまいります。

電力事業では、FITによる長期的な安定収益の確保に加え、水力発電の環境価値を活かした非化石証明の発行により当社のカーボンニュートラル実現に貢献してまいります。

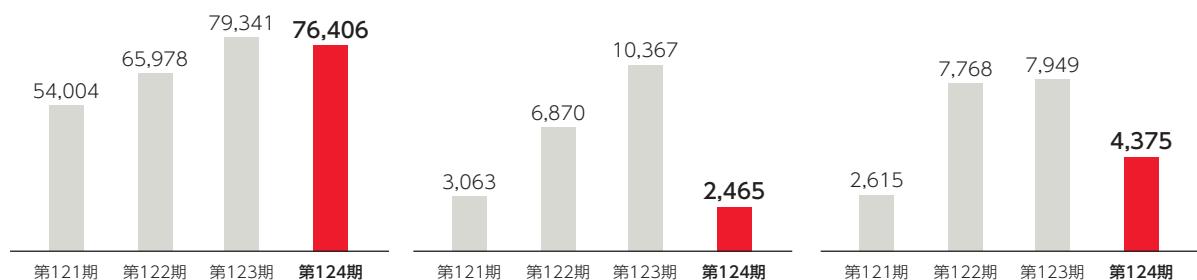
これらの施策に対し、足下においては、まずは事業部門・製造部門における基盤整備・体質強化を押し進め、研究開発や機能部門のGX、DX等のサステナビリティ施策についても課題を着実にクリアしていくことにより将来に向けた基礎体力を養い、「あるべき姿」の目標達成のために当社グループ一致団結して尽力してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第121期 (2020年12月期)	第122期 (2021年12月期)	第123期 (2022年12月期)	第124期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売上高 (百万円)	54,004	65,978	79,341	76,406
経常利益 (百万円)	3,063	6,870	10,367	2,465
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,615	7,768	7,949	4,375
1株当たり当期純利益 (円)	17.83	52.91	54.45	31.83
総資産 (百万円)	86,171	95,888	104,943	101,015
純資産 (百万円)	56,430	64,325	69,225	71,701

(注) 従来、「特別損失」に表示していた固定資産除却損について、第122期より「営業外費用」に表示する方法に変更を行っており、第121期の経常利益については、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しています。

売上高 (百万円) 経常利益 (百万円) 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



1株当たり当期純利益 (円) 総資産 (百万円) 純資産 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年12月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
中央電気工業株式会社	480 百万円	100.0 %	廃棄物溶融固化処理
リケン工業株式会社	10	100.0	鉄鋼用分析測定機器等の製造・販売
栗山興産株式会社	18	100.0	プラスチックの加工・販売
電工興産株式会社	100	100.0	倉庫業

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め6社であり、持分法適用会社は2社であります。

(注) 2. 当連結会計年度より、前連結会計年度では連結子会社であった共栄産業株式会社は、株式の売却により連結の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
合金鉄事業	フェロマンガン、シリコマンガン、フェロシリコンの製造・販売並びにフェロクロム、フェロバナジウム、その他の特殊金属製品の販売 倉庫業 港湾荷役・構内作業の請負 マンガン鉱山の権益保有等
機能材料事業	酸化ジルコニウム、酸化ほう素、フェロボロン、水素吸蔵合金、リチウムイオン電池正極材料、マンガン系無機化学品、ほう酸等の製造・販売等
環境事業	排水処理装置：イオン交換塔（ほう素、ニッケル等重金属回収）の製造・販売 純水製造装置：イオン交換塔及びRO膜装置の製造・販売 電気炉による焼却灰溶融固化処理等
電力事業	電力の供給
その他	サンプラー等鉄鋼用分析測定機器の製造・販売 プラスチックの加工・販売等

(8) 主要拠点等 (2023年12月31日現在)

① 当社

本 社	東京都中央区
生 産 拠 点	徳島工場（徳島県阿南市）、 富山工場（射水地区）（富山県射水市）、富山工場（高岡地区）（富山県高岡市）、 妙高工場（新潟県妙高市）、郡山工場（福島県郡山市）、 日高事業所（北海道様似郡）、幌満川発電所（北海道様似郡）、 鹿島事業所（茨城県鹿嶋市）
営 業 所	大阪営業所（大阪府大阪市）
研 究 所	徳島県阿南市

② 子会社

中央電気工業株式会社	本社（茨城県鹿嶋市）
------------	------------

(9) 従業員の状況 (2023年12月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
合金鉄事業	306名	2(増)名
機能材料事業	237	8(増)
環境事業	205	6(減)
電力事業	16	0(-)
その他	67	22(減)
全社(共通)	106	5(増)
合計	937	13(減)

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2023年12月31日現在)

借	入	先	借	入	額							
株	式	会	社	み	ず	ほ	銀	行	5,511	百万円		
株	式	会	社	三	井	住	友	銀	行	3,922		
株	式	会	社	三	菱	U	F	J	銀	行	3,782	

(11) その他

① その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

② 重要な事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 137,217,772株

(3) 株 主 数 35,260名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	30,314 ^{千株}	22.09 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	11,816	8.61
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,000	2.92
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	2,703	1.97
新 日 本 電 工 取 引 先 持 株 会	2,248	1.64
日 鉄 鉱 業 株 式 会 社	2,100	1.53
株式会社日本カストディ銀行 退職給付信託 みずほ信託銀行口	1,728	1.26
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	1,267	0.92
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,250	0.91
新 日 本 電 工 従 業 員 持 株 会	1,239	0.90

(注) 持株比率は自己株式 (2,497株) を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

交付対象者	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	30,800 株	4 名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (2)取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 新株式の発行

当社は、2019年3月28日の第119回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬を導入いたしました。これを受け、当社は2023年4月27日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり新株式を発行いたしました。

- ・発行した株式の種類 当社普通株式
- ・発行した株式の総数 71,100株
- ・発行した株式の総額 23,960,700円
- ・発行日 2023年5月25日
- ・株式の割当ての対象者 当社の取締役（社外取締役を除く）4名、執行役員7名、
参与5名、及び当社子会社の取締役1名

② 自己株式の取得

当社は、2022年11月8日開催の取締役会により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- ・取得対象株式の種類及び数 当社普通株式9,775,400株
- ・取得価額の総額 3,999,994,917円
- ・取得した期間 2022年11月9日～2023年3月15日

(ご参考)

2022年11月8日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- ・取得対象株式の種類 当社普通株式
- ・取得し得る株式の総数 15,000,000株（上限）
- ・株式の取得価額の総額 4,000,000,000円（上限）
- ・取得期間 2022年11月9日～2023年3月24日

③ 自己株式の消却

2023年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、2023年4月14日付で9,784,895株の自己株式を消却いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年12月31日現在)

代表取締役 社長		青木 泰
取締役 専務執行役員	経営企画、経理、総務、内部統制および海外事業管理 に関する事項管掌	越村 隆幸
取締役 専務執行役員	生産技術、設備企画、安全環境、研究開発、情報システ ムおよび電力セグメントに関する事項管掌	山寺 芳美
取締役 常務執行役員	機能材料セグメント、環境セグメントおよび環境事業全 般に関する事項管掌	喜田 英志
取締役		大見 和敏
取締役		中野 北斗
取締役		谷 昌浩
監査役 常勤		伊丹 一成
監査役		青木 良夫
監査役		木村 浩明
監査役		末村 あおぎ

- (注) 1. 取締役 大見和敏、中野北斗及び谷昌浩の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 伊丹一成、青木良夫、木村浩明及び末村あおぎの各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 青木良夫及び末村あおぎの各氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 大見和敏氏は、株式会社マイテイストの代表取締役社長であり、また、エイテックス株式会社の社外取締役であります。
5. 取締役 中野北斗氏は、五洋建設株式会社の社外取締役であります。
6. 監査役 青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であり、また、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社の社外監査役であります。
7. 監査役 木村浩明氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。
8. 監査役 末村あおぎ氏は、末村あおぎ公認会計士事務所の所長であり、また、リケンテクノス株式会社の監査等委員である社外取締役であります。
9. 当社は、取締役 大見和敏、中野北斗及び谷昌浩並びに監査役 伊丹一成、青木良夫及び末村あおぎの各氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

10. 当期中に新たに就任の監査役

2023年3月30日就任 監査役 末村あおぎ

11. 当事業年度における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
山寺芳美	取締役 専務執行役員 生産技術、安全環境、研究開発、情報システムおよび電力セグメントに関する事項管掌	取締役 専務執行役員 生産技術、設備企画、安全環境、研究開発、情報システムおよび電力セグメントに関する事項管掌	2023年7月21日

12. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
山寺芳美	取締役 専務執行役員 生産技術、設備企画、安全環境、研究開発、情報システムおよび電力セグメントに関する事項管掌	取締役 専務執行役員 生産技術、設備企画、安全環境、研究開発、情報システムに関する事項管掌	2024年1月1日
越村隆幸	取締役 専務執行役員 経営企画、経理、総務、内部統制および海外事業管理に関する事項管掌	取締役 社長付	2024年1月1日
喜田英志	取締役 常務執行役員 機能材料セグメント、環境セグメントおよび環境事業全般に関する事項管掌	取締役 社長付	2024年1月1日

13. 当社は、定款第30条第2項において、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く）との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は取締役であります大見和敏、中野北斗及び谷昌浩の各氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。

14. 当社は、定款第40条第2項において、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は監査役であります伊丹一成、青木良夫、木村浩明及び末村あおぎの各氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。

15. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該契約においては、株主代表訴訟、第三者訴訟及び会社訴訟に対する取締役、監査役及び執行役員の損害賠償責任のうち被保険者が負担することとなる損害賠償金・訴訟費用に関する損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意または重過失に起因する場合は填補の対象としないこととしております。

16. 当社は、取締役青木泰、越村隆幸、山寺芳美、喜田英志、大見和敏、中野北斗及び谷昌浩並びに監査役伊丹一成、青木良夫、木村浩明及び末村あおぎの各氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって役員職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員のお意又は重過失に起因して生じた損失については、補償の対象としないこととしています。

当社は執行役員制度を導入しております。2023年12月31日現在の取締役兼務を除く執行役員は以下のとおりです。

常務執行役員	人事、人材開発センター、合金鉄セグメントおよび大阪営業所に関する事項管掌	佐藤雄樹
執行役員	徳島工場長委嘱	西尾清明
執行役員	人材開発センター長委嘱 内部統制につき越村専務執行役員を補佐	積田正和
執行役員	総務部長委嘱 人事につき佐藤常務執行役員を補佐	田中徹
執行役員	生産技術部長委嘱 設備企画、安全環境、研究開発につき山寺専務執行役員を補佐	岸川勉
執行役員	環境システム事業開発センター長委嘱 環境事業全般につき喜田常務執行役員を補佐	岡猛敏
執行役員	経営企画部長委嘱 海外事業管理につき越村専務執行役員を補佐	中里圭一
執行役員	経営企画、経理、海外事業管理につき越村専務執行役員を補佐	三宅康秀

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬額は、2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、年額4億5,000万円以内（定款所定の員数12名以内）とご承認いただいております。また、2019年3月28日開催の第119回定時株主総会において、別枠で、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額は、年額1億円以内とご承認いただいております。なお、当社は2008年3月をもって、取締役に係わる退職慰労金制度を廃止しております。

また、監査役の報酬額は、2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、年額7,000万円以内（定款所定の員数5名以内）とご承認いただいております。各監査役の金銭報酬は、当社の定める一定の基準を参考とし、監査役の協議により決定いたします。なお、監査役の報酬は金銭報酬のみで構成しており、株式報酬は導入しておりません。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当社が設置した社外取締役が過半数を占める「役員人事・報酬会議」における検討により、取締役会にて決議された下記の決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要は以下のとおりです。

ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、担当する職位および会社業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬である金銭報酬、業績連動報酬である金銭報酬及び株式報酬から構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み固定報酬である金銭報酬および業績連動報酬である金銭報酬のみを支払うこととする。

イ 固定報酬である金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

固定報酬である金銭報酬は、月例報酬とし、各取締役の職位、個別の取締役ににかかる経営内容および会社業績等を勘案した額を支給することを定めた当社の基準に基づき決定する。

ウ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、前事業年度の業績等を考慮して支給される賞与とし、事業活動の成果を示す指標である当社連結経常利益を基準として総支給額を決定し、各取締役の職位に応じて分配のうえ、毎年一定の時期に支給する。なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1. (5)財務及び損益の状況の推移」に記載のとおりである。

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため自社株報酬（譲渡制限付株式報酬）とし、各取締役の職位、個別の取締役にかかる経営内容および会社業績等を勘案した価額に基づく自社株式数を付与することを定めた当社の基準に基づき決定し、毎年一定の時期に支給する。

エ 固定報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、関連する業種・業態に鑑み、固定報酬である金銭報酬を主として、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等を適正な割合で組み込むこととする。

オ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の金銭報酬は、独立社外取締役を含む取締役会の監督の下、取締役会の授権を受けた代表取締役社長青木泰が上記各方針に基づき決裁する。取締役会が授権した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためである。

各取締役の非金銭報酬は、上記各方針に基づき独立取締役を含む取締役会において決議する。当社は、社外取締役が過半を占める「役員人事・報酬会議」を設置し、「役員人事・報酬会議」は外部データを参照しながら各報酬の職位別、個人別の額の妥当性につき議論をおこない、経営環境の変化に応じ、報酬水準、算定方法等につき適時・適切に見直しを検討する。取締役会および代表取締役社長は、「役員人事・報酬会議」による検討結果を踏まえて適正に役員報酬基準の改定を行う。

② 当事業年度に係る報酬等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員 員数(名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬	譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬		
取 締 役 (うち社外取締役)	178 (22)	149 (21)	18 (1)	10 (-)	7 (3)	
監 査 役 (うち社外監査役)	33 (33)	31 (31)	2 (2)	- (-)	3 (3)	
合 計 (うち社外役員)	212 (56)	180 (52)	21 (3)	10 (-)	10 (6)	

(注) 1. 監査役の支給人員は、無報酬の社外監査役1名を除いております。

2. 当社の譲渡制限付株式の、割当ての際の条件等は「①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 2014年3月28日開催の第114回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額4億5,000万円以内、監査役の報酬額は年額7,000万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役は4名(うち社外監査役3名)であります。また、2019年3月28日開催の第119回定時株主総会において、別枠で、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額は、年額1億円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役3名)であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

取締役 大見和敏氏は、株式会社マイテイストの代表取締役社長であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 木村浩明氏は、日本製鉄株式会社の業務執行者であります。なお、同社は当社の主要取引先であります。

監査役 末村あおぎ氏は、末村あおぎ公認会計士事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役 大見和敏氏は、エイテックス株式会社の社外取締役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役 中野北斗氏は、五洋建設株式会社の社外取締役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 青木良夫氏は、NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社の社外監査役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役 末村あおぎ氏は、リケンテクノス株式会社の監査等委員である社外取締役であります。なお、同社と当社との間には特別の関係はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

④ 各社外役員の事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 大見和敏	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、専門的知識やこれまでの複数の企業経営に携わることで培われた豊富な経験及び幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 中野北斗	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、長年培われた豊富な国際金融・財務・会計の経験及び見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 谷昌浩	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、長年培われた海外を含む製造現場における組織マネジメントやDX推進の経験及び見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っており、社外取締役として適切な役割を果たしております。
監査役 伊丹一成	当事業年度開催の取締役会17回の全てに、また、当事業年度開催の監査役会19回の全てに出席し、管理部門に関する知見やこれまでの豊富な経験及び見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 青木良夫	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会19回のうち18回に出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 木村浩明	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会19回のうち18回に出席し、これまでの他社における豊富な経験と幅広い見識に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 末村あおぎ	2023年3月30日就任以降に開催の取締役会13回の全てに、また、就任以降に開催の監査役会13回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等及び監査役会が同意した理由

① 報酬等の額

ア 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 58百万円

イ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 58百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記アの金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、当該会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を監査役会が定め、株主総会に提出いたします。

(注) 事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,852	流動負債	16,090
現金及び預金	7,867	支払手形及び買掛金	4,230
受取手形及び売掛金	10,905	短期借入金	2,000
商品及び製品	18,668	1年内返済予定の長期借入金	3,528
仕掛品	282	リース債務	156
原材料及び貯蔵品	11,943	未払法人税等	96
その他	2,186	賞与引当金	222
固定資産	49,162	役員賞与引当金	23
有形固定資産	26,919	設備関係支払手形	10
建物及び構築物	18,407	その他	5,821
減価償却累計額	△11,955	固定負債	13,223
建物及び構築物 (純額)	6,452	長期借入金	8,866
機械装置及び運搬具	43,528	リース債務	4,003
減価償却累計額	△32,040	その他	353
機械装置及び運搬具 (純額)	11,488	負債合計	29,313
土地	5,327	(純資産の部)	
リース資産	4,131	株主資本	67,496
減価償却累計額	△989	資本金	11,096
リース資産 (純額)	3,142	資本剰余金	17,450
建設仮勘定	154	利益剰余金	38,950
その他	1,491	自己株式	△0
減価償却累計額	△1,136	その他の包括利益累計額	4,204
その他 (純額)	355	その他有価証券評価差額金	1,488
無形固定資産	362	繰延ヘッジ損益	0
投資その他の資産	21,880	為替換算調整勘定	1,824
投資有価証券	13,260	退職給付に係る調整累計額	891
長期貸付金	5,201	純資産合計	71,701
退職給付に係る資産	723	負債・純資産合計	101,015
繰延税金資産	2,412		
その他	282		
資産合計	101,015		

連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		76,406
売上原価		65,013
売上総利益		11,393
販売費及び一般管理費		6,651
荷造運搬費	1,649	
その他の販売費	165	
給料及び手当	1,503	
賞与引当金繰入額	83	
役員賞与引当金繰入額	23	
退職給付費用	73	
研究開発費	631	
その他	2,521	
営業利益		4,741
営業外収益		
受取利息	213	
受取配当金	139	
為替差益	142	
物品売却益	157	
その他	180	833
営業外費用		
支払利息	545	
持分法による投資損失	1,873	
固定資産除却損	511	
その他	178	3,109
経常利益		2,465
特別利益		
投資有価証券売却益	564	564
特別損失		
固定資産除却損	21	
関係会社株式売却損	47	
ゴルフ会員権評価損	7	
その他	1	78
税金等調整前当期純利益		2,952
法人税、住民税及び事業税	154	
法人税等調整額	△1,578	△1,423
当期純利益		4,375
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		4,375

連結株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,084	21,439	36,244	△3,001	65,767
当期変動額					
新株の発行	11	11			23
剰余金の配当			△1,670		△1,670
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,375		4,375
連結子会社の減少による 非支配株主持分の増減					-
自己株式の取得				△1,000	△1,000
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式の消却		△4,000		4,000	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	11	△3,988	2,705	3,000	1,729
当期末残高	11,096	17,450	38,950	△0	67,496

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,020	5	1,599	794	3,419	37	69,225
当期変動額							
新株の発行							23
剰余金の配当							△1,670
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,375
連結子会社の減少による 非支配株主持分の増減	△24				△24	△37	△61
自己株式の取得							△1,000
自己株式の処分							0
自己株式の消却							－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	492	△4	224	96	809	－	809
当期変動額合計	467	△4	224	96	784	△37	2,476
当期末残高	1,488	0	1,824	891	4,204	－	71,701

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,719	流動負債	14,590
現金及び預金	6,308	支払手形	11
受取手形	46	買掛金	3,323
売掛金	9,808	短期借入金	2,230
商品及び製品	18,496	1年内返済予定の長期借入金	3,528
仕掛品	270	リース債務	155
原材料及び貯蔵品	11,102	未払金	1,066
前渡金	622	未払費用	1,290
前払費用	402	契約負債	24
関係会社短期貸付金	2,245	預り金	325
その他	1,417	賞与引当金	171
固定資産	45,129	役員賞与引当金	21
有形固定資産	20,176	設備関係支払手形	10
建物	2,470	その他	2,432
構築物	2,703	固定負債	13,630
機械及び装置	7,620	長期借入金	8,866
車両運搬具	42	リース債務	3,997
工具、器具及び備品	327	退職給付引当金	446
土地	3,735	資産除去債務	320
リース資産	3,136	負債合計	28,221
建設仮勘定	140	(純資産の部)	
無形固定資産	358	株主資本	66,138
ソフトウェア	183	資本金	11,096
その他	174	資本剰余金	17,390
投資その他の資産	24,594	資本準備金	17,006
投資有価証券	2,602	その他資本剰余金	384
関係会社株式	5,833	利益剰余金	37,652
その他の関係会社有価証券	7,513	利益準備金	1,299
出資金	11	その他利益剰余金	36,352
役員及び従業員に対する長期貸付金	20	特別償却準備金	57
関係会社長期貸付金	5,201	別途積立金	4,671
繰延税金資産	3,178	繰越利益剰余金	31,623
その他	232	自己株式	△0
資産合計	95,849	評価・換算差額等	1,489
		その他有価証券評価差額金	1,488
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	67,627
		負債・純資産合計	95,849

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		69,630
売上原価		60,064
売上総利益		9,565
販売費及び一般管理費		5,911
営業利益		3,654
営業外収益		
受取利息	228	
受取配当金	342	
為替差益	142	
その他	238	951
営業外費用		
支払利息	546	
固定資産除却損	354	
支払手数料	141	
その他	38	1,080
経常利益		3,525
特別利益		
投資有価証券売却益	564	
関係会社株式売却益	199	764
特別損失		
固定資産除却損	21	
ゴルフ会員権評価損	7	
その他	1	30
税引前当期純利益		4,259
法人税、住民税及び事業税		△48
法人税等調整額		△1,779
当期純利益		6,087

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	11,084	16,994	4,384	21,379
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				
圧縮記帳積立金の取崩				
新株の発行	11	11		11
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
自己株式の消却			△4,000	△4,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	11	11	△4,000	△3,988
当期末残高	11,096	17,006	384	17,390

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余 金合計		
		特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,299	115	10	4,671	27,138	33,234	△3,001	62,696
当期変動額								
特別償却準備金の取崩		△57			57	-		-
圧縮記帳積立金の取崩			△10		10	-		-
新株の発行								23
剰余金の配当					△1,670	△1,670		△1,670
当期純利益					6,087	6,087		6,087
自己株式の取得							△1,000	△1,000
自己株式の処分							0	0
自己株式の消却							4,000	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	△57	△10	-	4,485	4,417	3,000	3,441
当期末残高	1,299	57	-	4,671	31,623	37,652	△0	66,138

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	996	5	1,001	63,698
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				－
圧縮記帳積立金の取崩				－
新株の発行				23
剰余金の配当				△1,670
当期純利益				6,087
自己株式の取得				△1,000
自己株式の処分				0
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	492	△4	487	487
当期変動額合計	492	△4	487	3,928
当期末残高	1,488	0	1,489	67,627

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

新日本電工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 靖史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本電工株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本電工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年2月19日

新日本電工株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石井 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 靖史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本電工株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第124期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第124期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び内部統制部その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号(株式会社の支配に関する基本方針)の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月19日

新日本電工株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 丹 一 成 ㊟

監 査 役 青 木 良 夫 ㊟

監 査 役 木 村 浩 明 ㊟

監 査 役 末 村 あおぎ ㊟

(注) 監査役伊丹一成、青木良夫、木村浩明及び末村あおぎは、会社法に定める社外監査役であります。

以 上

株式についてのご案内

本 社 所 在 地	東京都中央区八重洲一丁目4番16号 (〒103-8282) 電話 (03) 6860-6800 (総務部) ホームページ https://www.nippondenko.co.jp/
事 業 年 度	1月1日から12月31日まで
定 時 株 主 総 会	3月下旬
剰余金の配当基準日	期末配当 12月31日 中間配当 6月30日 (中間配当を行う場合)
定時株主総会の基準日	12月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
単 元 株 式 数	100株
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
事 務 取 扱 場 所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
公 告 方 法	電子公告 (https://www.nippondenko.co.jp/) ただし、やむを得ない事由により電子公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載します。
上場金融商品取引所	東京証券取引所

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		0120-288-324 (フリーダイヤル)
お 取 扱 店		みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 *トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
ご 注 意	未払配当金の支払(※)、支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・お取扱店をご利用ください。	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

※未払配当金の支払のみ、みずほ銀行 本店及び全国各支店でもお取り扱いいたします。

株主総会会場ご案内図

会場

八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲

2階 ROOM A+B+C

東京都中央区八重洲一丁目3番7号



交通

- 1 J R 「東京」駅下車 八重洲北口より徒歩約5分
- 2 地下鉄 丸ノ内線 「東京」駅下車 八重洲北口より徒歩約5分
- 3 地下鉄 東西線 「日本橋」駅下車 A7出口直結
- 4 地下鉄 銀座線 「日本橋」駅下車 A7出口直結
- 5 地下鉄 浅草線 「日本橋」駅下車 A7出口直結

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新日本電工株式会社



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。